

2025 年度 (第 3 期)北日本新聞ウェルプラス倶楽部 会則

第 1 条 名称 本会は「北日本新聞ウェルプラス倶楽部」と称する。

第 2 条 会長 本会は北日本新聞社が運営し、その代表が、会長に就く。

第 3 条 事務局 事務局は北日本新聞社メディアビジネス局に置く。

第 4 条 目的 より豊かな生活のため新しい知識と教養を身につけ、会員相互の親睦をはかる。

第 5 条 事業(会員サービス)

年 3 回の例会(会員招待の講演会またはトークショー)を開催するほか、多彩な文化活動(有料の場合あり)を展開する。

第 6 条 事業年度 本会の年度は 7 月から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 条 会員 1. 本会の会員は、2025 年度に 18 歳以上で、富山県在住・関係者で構成する。

2. 本会の会員は、会員資格、会員証を第三者へ譲渡もしくは貸与してはならない。

第 8 条 入退会 入会を希望する場合、申込書および年会費を事務局に提出する。手続きをした申込者は、この会則の内容を理解のうえ、規約に定める条件に従うことに同意したものとみなされる。年度途中の退会は、無効。ただし、やむを得ない事情により退会を希望する場合は、以下の点を了承のうえ、事務局まで連絡する。

- ・年会費の返金はしない。
- ・会員証は事務局まで返却する。

第 9 条 登録情報の変更

1. 会員は、事務局に届け出た連絡先等の情報（以下「登録情報」）に変更があった場合、所定の方法により、速やかに変更手続きを取るものとする。

2. 登録情報の不備、変更手続きの不履行、遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、本会はいかなる責任も負わない。

第 10 条 会費 年会費は 13,000 円(税込)とする。

第 11 条 会員証 会員には会員証を発行する。会員証を紛失した場合は、会員証を再発行するが、実費 1,000 円 (税込)を請求する。

第 12 条 会員の個人情報について

事務局は会員の個人情報を次の目的のために使用し、厳重に管理・保存する。

1. 事務局が例会をはじめとするイベント等の諸情報や北日本新聞社および北日本新聞社販売店からの案内を送付したり、運営上必要な連絡を行ったりする場合。
2. オフィシャルサポーター(協賛社)の資料や情報を送る場合。
3. 優待特典や体験会など会員を対象とした特典やプログラム等を提供する場合、利用者の情報をサービスの提供に必要な範囲で特典やプログラムの提供・運営元等に開示することがある。会員ご本人による申し込みや特典利用の意思表示等があった時点で情報の開示に承諾したものとみなす。
上記使用目的以外に、登録された個人情報を会員ご本人の承諾なしに第三者(業務委託先を除く)に開示することはしない。登録された個人情報の保存期間は退会から 5 年間とする。

第 13 条 免責・制限条項

1. 次の各号に掲げる損失、損害等について、北日本新聞社は、いかなる責任も負わないものとする。
 - (1) 会員サービスの変更、中断、遅延、停止、終了または不具合により会員に生じた損失
 - (2) 会員サービスの利用を通じて、会員が取得した商品・サービス、取引等により会員に生じた損失
2. 会員が、会員サービスの利用を通じて第三者と取引関係に入るに際しては、取引条件等を十分に確認のうえ会員自らの責任で当該取引をするものとする。当該取引に関する全ての事項は、会員と当該取引相手である第三者との間で解決し、当該取引に関連して本会が提供した情報の内容及びその利用結果については、北日本新聞社はいかなる責任も負わない。

第 14 条 会則の変更

本会は、会員の事前の同意を得ることなく、会則の一部もしくは全部を随時変更することがある。会則を変更したときは、本会は会員に対し、適宜定める方法により、その内容を通知告知または公表する。変更不同意の会員は、所定の手続きを取るにより、本会を退会することができる。

(2025 年 5 月)